

	立ってサービスの提供を行う。 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、事業所の職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。 4 事業所は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号、以下「法」という）及び「指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備運営に関する基準等を定める条例」（平成 24 年大分県条例第 62 号）ほか他関係法令等を遵守し、事業を実施する。
--	--

4. 提供するサービスの内容

あなたのご家庭に訪問し、身体介護、家事援助、通院介助、重度訪問介護のサービスを提供します。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	食事、排せつ、入浴等の介助
家事援助	調理、洗濯、掃除、買物等の援助
通院介助	通院時の付添い介助
重度訪問介護	全身性障害者に対する日常生活全般（介護、家事、見守り、外出等）の支援

5. 営業日時

営業日	月～金
受付時間	月～金 8：30～17：00
サービス提供時間帯	月～土 8：00～18：00

※12/31～1/3 は休業とします。

※上記の営業日のほか、電話等により、常時連絡可能な体制とします。

6. 事業所の職員体制と職務内容

管理者	1 名（常勤職員）	業務の統括
サービス提供責任者	1 名以上	訪問介護職員の指導等
訪問介護職員	3 名以上	介護サービスの提供

7. サービス提供の主たる対象者

居宅介護	身体障害者・精神障害者・難病患者等
重度訪問介護	

8. 利用料金

それぞれのサービスのご利用については、通常 9 割が介護給付費の給付対象となり